平成２４年（フ）第１２１号
北海道岩見沢市大和１条５丁目24番地　真澄ハイツ１Ｆ１号
破産者　菅原　和久
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１１２号
京都市下京区朱雀分木町市有地
破産者　有限会社森田商店
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５０号
広島市安佐北区口田１丁目16番38号
破産者　有限会社グリーンメディカルサービス
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
秋田県鹿角市花輪字上中島60番地
破産者　有限会社畠山文具社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１６６１号
福岡県朝倉市三奈木字篠原2839番地の５
破産者　ワールド警備保障株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２号
栃木県小山市乙女１丁目16番12号　乙女ハイツ201号室、開始決定時の住所栃木県小山市東間々田２丁目36番12号
破産者　舘野　和美
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３２号
静岡県駿東郡清水町伏見704番地の３
破産者　有限会社ラプチフール
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
三重県津市河辺町3060―４、住民票上の住所三重県津市白山町川口2770番地
破産者　江川　久一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５１号
北海道函館市鍛治１丁目34番９号
破産者　株式会社マルコ佐藤建設
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
北海道亀田郡七飯町字上藤城39番地２
破産者　株式会社シギル
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３９号
横浜市神奈川区子安通１丁目201番地
破産者　加賀妻重機株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４６０号
福岡県糸島市潤４丁目14番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市二丈吉井3509番地６
破産者　田中　正満
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１３８９号
福岡市南区和田１丁目４番１―102号、前住所福岡市南区柳河内２丁目５番30―305号
破産者　橋本　和子
1　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
2　一般調査期日　平成25年11月８日午後１時30分
平成25年９月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３１号
横浜市港南区笹下４丁目１―12　メゾンエスポワール102号室、住民票上の住所横浜市磯子区新杉田町７番地９　花形ベイサイドビル502号
破産者　中本　重文
1　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
2　一般調査期日　平成25年12月16日午前11時
平成25年９月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６８号
北海道北広島市大曲末広５丁目10番地７、開始決定時の住所札幌市南区川沿12条２丁目２番12号　植田マンション３号
破産者　プータウェート伸輝（旧姓冨波）
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月13日午前11時
平成25年９月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７３４号
大阪市中央区南船場１丁目３番14号
破産者　株式会社サイテーションシステムズ
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月12日午後３時30分
平成25年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９号
愛知県岡崎市庄司田３丁目１番地７
破産者　株式会社鳥山工務店
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成26年２月14日午後２時30分
平成25年９月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
新潟県柏崎市大字中田990番地
破産者　高野　仁司
1　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
2　一般調査期日　平成25年12月16日午前11時40分
平成25年９月30日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３１号
山口県光市室積２丁目13番１号
破産者　木山　常二
異議申述期間　平成25年10月30日まで
平成25年９月30日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡市早良区荒江２丁目23番25―505号
破産者　有限会社スマイル
異議申述期間　平成25年11月25日まで
平成25年９月25日
福岡地方裁判所第４民事部